

## 令和3年度（2021年）事業計画

2021年4月1日  
社会福祉法人松柏会  
児童養護施設 松柏学園

### 1 運営

設置主体 社会福祉法人  
種別 児童養護施設  
施設名 松柏学園  
施設長 梅原真二  
所在地 吹田市江坂町4丁目20番1号  
TEL 06-6368-6010  
定員 35名  
現在員 29名  
職員定数 21名  
職員現員数 21名（常勤的非常勤2名・非常勤3名含む）  
吹田市短期保護事業（ショートステイ、トワイライトステイ）3名  
豊中市短期保護事業（ショートステイ）3名

### 2 理念

「温・良・恭・儉・譲」をモットーに、その子どもの人生を聴き、その子どもの心身の状態をよく知り、その子どもを理解し、ひとりひとりの心身の健康保持と社会化を促進する。

### 3 令和3年度（2021年度）法人事業計画

社会福祉は「ひと」と「環境」の調整をすることが仕事である。

社会福祉法人松柏会の全職員は、対象者を理解しようと努め、対象者ひとりひとりが「快」「ここにいる」と感じる環境となる・またその環境を作ることを見事に日々目指している。

そのためには、職員は、同じ目標に向かって自他の個性と能力を自覚し、自分の個性と能力を磨き、それぞれの役割を活用する「チーム」を活性化することが肝要である。

俯瞰の視点を持ち、その時々には起きているいろいろな事柄や状況に気づき、または予測し、仕掛けたり試したりし、情報を共有し、各々が柔軟に動くことを職員ひとりひとりが意識することにより、対象者にいっそうの「快」を提供することとなる。

職員ひとりひとりが、自分を含めて全体的に見たその時その時に、対象者はどう動いているか、他職員はどう動いているか、自分の役割りは何か、を考えて、各々が動きやすい、より強いチームになることを目指したい。より強いチームになれば、私たちの仕事も業務もより効率が上がり、対象者に提供するケアの向上につながる。

職員ひとりの属する専門や時間や場だけでなく、他職員・多職種・他部署を知り、関わり合い、TEAM-SHOUHAKUKAIを深めていくこと、

つまり、  
「みんなでする」  
を2021年度の目標とする。

#### 4 令和3年度（2021年度） 松柏学園事業計画

社会福祉法人松柏会では法人の理念・倫理綱領の考えのもと運営しており、松柏学園の中長期計画と位置付けている「第三次社会的養育推進計画」においても上記の思考を取り入れている。「第三次社会的養育推進計画」とは「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」を基に令和11年度までの整備計画を包含している。

各年法人（松柏会）の事業計画に基づき、松柏学園の事業計画を作成・実行しているが、令和3年度より上記に定められている理念、事業計画等を基に事業計画別添として各パートからの育成指針を作成することとし、職員ひとり一人が児童対応や支援方針について明確な目的・目標を理解し児童と達成できるように示していく。（短期目標）

①令和2年度より定員数を43名→35名としたこと、少人数でのパート体制へと変更したことで児童ひとり一人の特性に合わせた対応を整えた。今後はより一層、医療や福祉を含めた多職種との連携が重要となり、児童個人の課題克服は勿論のこと個性を活かすためにアセスメントシートを活用することで見立てや目標の共有を行い支援方針の向上に繋げる。

②今後もより一層、ケアニーズの高い子ども達の入所が考えられることから、子どもの生育歴、親子関係、施設や学校（地域）での様子をチームで情報共有・課題解決していくためにケース会議や委員会を有効に取り入れる。

③新任職員が10名程度入職したことで改めて組織体制の見直しが急務となる。そこで人材育成を兼ねたスキルの向上を目指して職員個人のスキルマップを作成することで職員個々の出来ることを積み上げ、働く上でのモチベーションを維持する環境を整える。職員が心身ともに健全な状態で児童と関わることで適切な支援へと繋げる。

④社会的養護の地域拠点として里親支援、地域の子育て家庭への支援など、専門的・総合的支援の実現を目指していく。

また、施設里親の確保へ向けた広報活動（各企業・団体・地域）や施設里親へのサポート体制の実現に向けて取り組む。

⑤令和2年（2020年度）に予定していた第三者評価の受審がコロナ禍の影響で令和3年度へと変更となった。引き続き児童福祉施設援助指針を活用して自己評価を実施することで業務の見直しや自己の振り返りを行う。

#### 5 目 標

児童福祉法第41条により、保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とし、子どもの権利ノートの内容を踏まえて、よりよい処遇に留意し運営していく。

松柏学園では中長期計画として家庭的養護促進計画に沿って小規模化やユニット化の検討を行い、一人一人の職員に養育のあり方についての理解や力量の向上を求めたい。そのために職員間の連携を含め、意見が出やすい雰囲気のもと議論を重ねチームとしての体制作りの再構築に努める。

## 6 部屋編成

高校生男子	2名	担当保育士・指導員 11名（非常勤）3名
高校生男子	2名	
中学生男子	2名	
中学生男子	2名	
中学生男子	2名	
小学生男子	2名	
小学生男子	2名	
小学生男子	4名	
小学生男子	4名	
幼児	5名	
小学生女子	2名	担当保育士 5名
小中高女子	6名	

## 7 職員構成

園長（1名）園の業務を掌握し、施設運営の全責任を負い、全般の統括管理を行う。

総主任（1名）現場の責任者でありスーパーバイザーとしての役割りを担う。

主任保育士（1名）園長の指示により、保育士、指導員を指導し、全体の調整を行う。

小規模Gリーダー（1名）小規模Gの責任者であり指導、統率を行う。

パートリーダー（3名）各パートの責任者であり指導、統率を行う。

保育士・指導員（11名）児童の指導、保育全般、日課や行事計画の業務を行う。

心理士（1名）被措児童等に対して心理治療及びアセスメントを行う。また、ケース会議を心理士が担い助言等を行う。

里親支援専門員（1名）新規里親の開拓、里親会との連携、入所児童の委託推進、里親子ども等への支援を行う。

自立支援担当職員（1名）在園児童への自立支援サポート及び退所児童への自立支援業務全般を行う。

家庭支援専門相談員（2名）家庭支援専門業務全般を行う。

個別対応職員（1名）個別対応業務全般を行う。

保育士・指導員（非常勤）（3名）指導員・保育士等の補助業務を行う。

事務員（1名）園長の指示により事務を行う。

栄養士（1名）献立、調理を通じて児童の健康保持に努める。

嘱託医（非常勤）（1名）医療業務を通じて児童の健康保持に努める。

## 8 児童福祉施設を取り巻く環境

時代の推移とともに児童養護施設を含めた社会福祉の改革や法の改正が行われている。それらの改革や法の改正の趣旨・目的を理解することから、子ども及び保護者に適切な援助の実践を行うことができるものとする。

① 社会福祉基礎構造の必要性については、以下のような考えが示されている。

ア 社会福祉についても、今日の制度は戦後間もない時期において戦災被災者・引揚者など急増する中で、生活困窮者対策を中心として出発し、その後の経済成長とともに発展を遂げてきた。現在の社会福祉制度は、こうした生活困窮者を緊急に保護・救済する為に旧社会福祉事業法を中心に、行政主導で措置の対象者及びその内容を判断し、保護・救済を行う仕組み（措置制度）として制度化された。

イ 社会福祉に対する国民の意識も大きく変化している。少子・高齢化、家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度についても、かつてのような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たしていくことが期待されている。

ウ こうした期待に応えていくためには、社会・経済の構造変化に素早く対応し、必要な福祉サービスを的確に提供できる、社会福祉の新たな枠組みを構築する必要がある。

## ② 加算事業等の動向に関して

近年の児童虐待等児童をめぐる環境が一段と厳しさを増していることから児童入所施設措置費の加算事業等が逐一拡充されている。

ア 平成16年度は、家庭支援専門相談員、被虐待児個別対応職員の対象施設の拡大や小規模グループケア担当職員、被虐待児受入加算費の創設等

イ 平成17年度は、小規模グループケア担当職員の対象施設の拡大

ウ 平成18年度は、心理療法担当職員（常勤）の配置の充実、家族療法事業の対象施設の拡充、大学進学等自立生活支度費の創設

エ 平成19年度は、家庭支援専門相談員の拡充、母子生活支援施設の職員配置の充実、個別対応職員の充実。

オ 平成20年度は、児童養護施設に看護師を配置しケア体制の充実。

カ 平成21年度は、被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置するとともに基幹的職員（スーパーバ

イザー）加算が創設された。また、中学生への塾費、クラブ活動費や幼稚園の園費についても加算されることとなった。

キ 平成22年度は、小学生の学力向上のための加算がなされた。

ク 平成24年度は、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員の配置が義務化されるとともに、定員45人以下の施設に児童指導員又は保育士を1人以上加配することが明確化された。また、里親支援専門相談員の加算が創設された。

ケ 28年度より家庭支援専門相談員を2名配置できるようになり家庭復帰にむけての体制が充実される。

コ 31年度より早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援を行い高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成を行っていることを条件として小規模かつ地域分散化加算として小規模施設専任職員を1名配置できるようになった。

サ 児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援を強化するため、自立支援担当職員加算が創設された。

シ 小規模かつ地域分散化加算として小規模施設専任職員を3名まで配置できるようになった。

このように児童養護施設等の状況に応じて順次加算されてはいるが、児童福祉施設最低基準は一部改正されるのみである。保護単価も年度により増減があり不安定、職員定数も毎年4月・10月の入所児童数により増減されるものであり、各施設ともに厳しい状況が続いている。

この状況を考慮して今後とも児童のより一層の処遇及び資質の向上を目指して、予算の有効活用、職員の資質の向上及びチームワークの強化を図っていかなくてはならない。

さらに21年4月施行の児童福祉法改正事項の中に里親制度の改正及び施設内虐待の防止が取り上げられている。里親の開拓及び活用にも力を注ぐと共に施設内虐待の絶無を図るため児童へのきめ細かな監督・指導及び職員間の連携に努めていく。

## 9 苦情解決の仕組みの義務化

社会福祉法の施行に伴い児童福祉施設最低基準の一部が平成12年に改正され、児童養護施設で生活する子どもの利益を保護し、権利を養護するために、苦情解決の仕組みをつくること義務化された。

これは、施設の援助に対する苦情を密室化せず、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることを目的としている。

### ① 児童養護施設段階での苦情解決の仕組み

ア 苦情解決体制としては、責任主体を明確にするために理事長を「苦情解決責任者」とし、

園長と総主任が「苦情受付担当者」として、苦情の受付、記録・確認、苦情解決責任者及び役職員以外の第三者委員の「苦情調整委員」への報告を行うことになっている。

イ 第三者委員の「苦情調整委員」の職務は、○苦情受付担当者からの報告聴取、○苦情申し出人への通知、○利用者からの苦情の直接受付、○苦情申し出人への助言、○事業者への助言、○苦情申し出人と苦情解決責任者への立会い・助言、○苦情解決責任者からの改善状況等の報告聴取、○日常的な状況把握と意見聴取である。

## ② 苦情解決の手順

(1) 利用者への周知、(2) 苦情の受付、(3) 苦情の受付の報告・確認、(4) 苦情解決に向けての話し合い、苦情解決の記録・報告、(5) 解決結果の公表からなる。

## ③ 「運営適正化委員会」大阪府社会福祉協議会に設置

ア 子ども等と施設の双方で話し合っても解決できないケースについては大阪府社会福祉協議会に設置された苦情解決の専門機関である運営適正化委員会に相談し、苦情を申し出ることができるようになった。また、事情があって、直接に施設の責任者や担当職員に言いにくい場合は、直接委員会に申し出ることができるようになった。

《苦情の申し出が出来る人》

- 子ども本人、本人の苦情を代弁する家族及び代理人。
- 子どもが施設入所している等子どもと別居しているため、現在は子どもを監護していない親権者。
- 子どもに親権者がいない等により未成年後見人に選任された者。

イ 運営適正化委員会は、社会福祉、法律、医療等学識経験者5人以上で構成し、最低年間に2回の会議を開き、○苦情の受付、○解決方法の検討、○事情調査、○解決方法の決定、○斡旋、○結果の確認、○苦情の件数、処理結果の公表を行う。

## ④ 苦情解決の担当者を次のとおりとする。

苦情受付担当者	園長、総主任
苦情解決責任者	理事長
第三者委員（苦情調整）	越智直哉、汐田貴代志、由上順二

## ⑤ 子どもから職員へ直接苦情があった場合の報告・対応の流れ

○意見箱以外に直接処遇職員へ苦情などの訴えがあった場合は以下の(1)～(5)の順番で報告・説明を行う。

(1) 聞きとった職員が訴えのあった児童の担当職員へ報告→(2) リーダー・主任指導員へ報告→(3) 苦情受付担当者である園長・総主任へ報告→(4) 苦情解決責任者である理事長と苦情受付担当者である園長が第三者委員への報告の要否を判断→(5) 書面もしくは口頭で苦情解決に向けての説明を行う。

## ⑥ 保護者から職員へ直接苦情があった場合の報告・説明の流れ

○意見箱や電話などで直接処遇職員へ苦情などの訴えがあった場合は以下の①～④の順番で報告・説明を行う。

(1) 聞きとった職員がリーダー・主任指導員へ報告→(2) 苦情受付担当者である園長・総主任に報告→(3) 苦情解決責任者である理事長と苦情受付担当者である園長が第三者委員への報告の要否を判断→④保護者へは電話もしくは直接苦情解決に向けての説明を行う。

## ⑦ 公表方法について

子どもまたは保護者から寄せられた苦情に関してはホームページもしくは広報誌において苦情内容を公表する。

## 10 実践の留意点

児童養護施設の目的は、児童の養護を行い、自立を支援することである。複雑多様化している養護ニーズに対応するには、入所から退所に至るそれぞれの過程で今まで以上にキメの細かい援助と配慮が必要であるので以下を留意した実践を行う。

### ①説明と同意

入所に際しては、「パンフレット」及び「生活のしおり」等を活用し、丁寧に説明をして不安を取り除く。施設に入所する前の子どもや親は、親子分離の不安や未知の新しい環境への不安、圧迫感精神的な負い目をもつ等複雑な心理状態にある。このような子どもや親に対して施設の生活の説明を十分に行い、施設養護の理解を促し納得の上での施設入所が出来るように努力する。具体的な説明事項は、次の通りとする。・・・手続きの重視—説明と同意

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) 施設はどのようなところか     | (2) 学校・地域社会はどうか      |
| (3) 援助の方針、子ども・職員について | (4) 日課と主な行事について      |
| (5) 面会・帰宅・電話・手紙等について | (6) 小遣い及びその他のしつけについて |

### ② 受け入れ時の配慮と心得

受け入れに際しては、事前に子ども家庭センターと打ち合わせをし、できる限り一時保護所で面接を実施し、詳細に入所児についての情報を仕入れる努力をする。

受け入れ時の配慮と心得は、次の通りとする。

- (1) 靴箱、タンス、机などに名前を書き、個別化を図るようにする。
- (2) 子どもの存在感、安心感（歓迎されていることを知らせる）を育てる意味で入所と同時に名前と呼ぶようにする。
- (3) 子ども家庭センターが作成した「援助計画」に基づいて、子どもに施設への入所理由を分かりやすく説明するようにする。
- (4) 子ども家庭センターより権利ノートを受け取り説明を受けたかの確認をする。
- (5) 子どもに、施設は子どもの心の支え、子どもの最善の利益を考え子どもの思いや意見を尊重することを伝え、どんな些細なことでも職員に相談できる環境にしておく。
- (6) 施設と家庭の違い、施設では養育者の保育士・指導員の情報を共有するなど、集団生活の特徴について知らせる。
- (7) 施設生活のルールを、「生活のしおり」をもとに伝える。
- (8) 同室児童（事前に知らせること）に紹介しておき、行動が共にできる配慮をする。
- (9) 子どもの物品、衣類等の私物は担当職員とよく相談し、施設の条件が許す範囲で持ち込めるようにする。
- (10) 子どもがお金を持っている場合は保護者に返すようにする。預かる場合は、「施設の預り金管理規定」に基づき、保護者から「預り金同意」をとり、金品管理の説明を徹底する。
- (11) 子どもの健康状況を確認し問題のない場合、保護者から「プライバシーポリシー、予防接種、私物（玩具や愛用品）についての同意書」に署名を得る。

### ③ 入所当初の配慮

子どもが新しい環境で過度の緊張状態であったり、自己表現ができなかったり、感情を抑圧している場合が多いので、特別な観察及び関わりをもち、適応できるように十分な時間をかけた援助を行う。

### ④ 入所中の配慮

- (1) 職員や子ども間の人間関係の調整を図りながら、子どもそれぞれのもつニーズの充足につとめ個別的援助が行えるように努力する。
- (2) 保護者と子の関係の継続・改善・回復を図るため必要に応じて保護者や家族と連絡をとり、面会や帰宅の希望を尊重し親子関係の調整に努め、早期に家庭復帰が実現できるように援助する。
- (3) 問題行動など特別な指導や配慮の必要な子どもには、心理療法を実施するなど、子ども家庭センターや医療との連携を行い通所指導等や通院などの治療的援助を行う。

- (4) 日常ケアでは、管理的になりがちであるので子どもの気持ち、感情、好み、考えを十分聞き入れるため全体会議・自治会・反省会の活動を援助し、子どもの積極的な意見をできるだけ取り入れるよう努力する。
  - (5) 子どもが主体的に進路選択をできるように、必要な情報、知識、能力、態度を育てて子どもが希望する進路の確保が実現できるように援助する。
  - (6) 子どもの権利擁護の視点に立った援助を心掛ける。
    - ・ プライバシーの保護を尊重する。
    - ・ 子どもをしつける際に、どのような場合でも体罰、放任、無視等虐待と思われるようなことは行わない。また、人格を辱めるような言葉や暴言も絶対にしないこと。
- ⑤ 退所前の配慮  
社会に適應できる能力を高める為の生活知識・生活技術が習得できるような援助に努力する。
- ⑥ 退所後の配慮  
一定期間、必要に応じて家庭復帰をした場合は子どもの様子、親子の生活の状況を見守る。自立した場合は職場への連絡や訪問等の援助をする。
- ⑦ アフターケア、施設退所後の継続支援
- (1) 2017年度より自立に向けてリービングケアを取り入れたことで入所期間中に金銭の管理や各種手続きを自ら行うことでアフターケアへと繋がるようにしている。
  - (2) 退所児童に合わせた連絡手段の一つとして2019年度よりスマートフォン（法人所有）を使用したSNSでの連絡体制を取り入れたことで今まで連絡がとれなかった退所児童とも繋がるようになった。
  - (3) 2021年度より自立支援相談員を配置し、退所児童の把握、管理を行う体制を整備していく。

## 1.1 児童養護の考え方

### ① 運営指針（ケアにおける運営の基本的な方針）

- (1) ひとりひとりの人格を尊重し、「いこい」「やすらぎ」の中で安全な生活がおくれるような環境作りを目指す。
- (2) 子ども中心の運営を考え、管理主義的な対応は避ける。
- (3) 家庭の継続性を大切に、家庭に近い日常生活の確保を心掛ける。
- (4) 子ども自身の自立を目指し、子どもの情緒の安定と意欲や自主性を尊重する。
- (5) 地域の一員として溶け込むようにする。

### ② 支援方針

- (1) 子どもたちが仲良く明るく伸び伸びと、安心感をもって生活できる環境づくり。
- (2) 子どもと大人が心をひらき、話し、聞きあえる信頼関係を育て、その関係を大切にする。
- (3) 子どもたちが将来、家庭及び社会の一員として楽しく有意義な生活ができると共に社会に役立つ人間に成長できるよう支援する。

### ③ 自立支援計画

機能として ⇨ 施設は家庭の代替・補完・支援 + 教育・治療  
= 心理療法士と連絡・連携



衣食住の保障・環境整備・日常の営みの管理・援助・指導

- ・ 管理とは、子どもの健康と安全保護を目的とする。
- ・ 援助とは、子どもが希望することの実現にむけて援助すること。
- ・ 指導とは、子どもが社会人になるために必要な知識・能力・態度を育てる。

#### ④ 日常の営みの管理・援助・指導の留意点

【管 理】 「安全・安定・安心」の保障と管理（規則正しい生活のリズム）

児童の最善の利益を最優先し、的確に子どものニーズを把握して子どもの生活を分析評価し、より良い生活をおくっているかどうかの点検をしながら日常のケアを行う。

【援 助】

(1) 生活主体としての子どもの生活創造への援助。

適切な情報による子どもの知る権利の確保をする。（小さい時からの判断能力⇒選択力⇒自己決定力の育成を心掛けて援助）

(2) 親子関係の尊重・調整

親をパートナーとして位置づける。（親が養育の第1次的責任者）

保護者から希望や意見を聞き、家庭とのつながりが絶えることの無い配慮の中で養育の一貫性及び継続性を保つようにする。

(3) 人間関係の調整（集団と個人・集団生活・個人生活）

権利に伴う義務と責任があることを説明し理解させる。

・自分の権利について正しく理解することは、他の子どもの権利を尊重する事につながる。

他の子どもへのいじわるなど迷惑をかける行為は慎むように理解させる。

・施設での集団生活が円滑に、そして安全に運営できるようきまり等があることを知り、守ることの必要性を理解させる。

【指 導】

(1) 自立生活への援助（社会適応能力・生活技術の習得）

(2) 学習・主体性のある進路選択への指導

子どもの思いや意見を尊重する。（子どもの将来左右される、あるいは影響が及ぶことについて、子ども自身が自分の意思を表明し決定に参加できるように考慮する）

◎ 自身の姿を見つめる機会

各種アンケートの実施、反省会・自治会・お茶会、全体会議等で発言する機会を設定

◎ 自分の能力や適正を考える。（自分を知るアンケート）

◎ 父母兄弟の意見を聞く（夏季・冬季帰宅は事前に話し合いをもっておく）

◎ 職員・学校の先生・ボランティア・先輩と相談してアドバイスをもらう。

◎ 積極的に進路の情報を集める。

進路選択の  
学習の機会

(3) 決まりや仕事の分担及び遊び

プライバシーの保護をする。（手紙や電話など個人の秘密の保持）

プライバシーの尊重は個人の尊厳を大切にするという視点で考える。

《 無断外出・万引き等の解決のための私物の検査について 》

園長の親権代行では、監護・教育・懲戒がある。

監護・教育とは子どもを放任するのではなく、監督し保護するとともに社会生活に参加できるように教えることである。また、その児童の福祉のため必要な措置をとることを求められていることからプライバシーのある程度の制限は認められると考える。ただし、その場合は、複数の職員によって子どもの最善の利益になるとの確認が必要である。

子どもをしつける場合、どのような場合でも体罰は行わないこと。また、人格的辱めを加えるような言葉を使ってはいけない。

#### ⑤ 退所後の連絡

自立支援担当職員を中心に退所児童の生活状況に応じて、アフターケアに努める。

#### ⑥ 自立支援計画の展開

(1) 児童個人の理解・児童個人のニーズの把握

↓

個別的な諸問題の解決

《 児童の現状 》

★ 問題の複雑化・多様化

★ 問題行動の質的变化



子どもの特徴の把握（個別化して考える）

※ 社会規範が身につけていない

具体的に把握

※ 達成感・成功感の経験に乏しい  
（労働意欲・学習意欲が乏しい）

※ 自己中心性が強い  
（人に合わせる、人の気持ちを理解するのが不得手）

※ 劣等感が強い・自信がない

※ 規則正しい生活が未確立

※ 計画性に乏しい

（計画的な金銭管理、無駄な買い物）等

(2) 児童個人が家族・親族・友人などとの人間関係を形成する能力を高める  
家族・親族に対する援助（家族調整）

(3) 児童個人やその関係者の問題解決能力を高める援助



関係機関との連絡・連携・調整、  
地域社会の理解と協力の促進

- ・豊津西中学校      ・各子ども家庭センター      ・府子ども室
- ・江坂大池小学校      ・吹田市役所(子育て支援室)・吹田西消防署
- ・江坂大池幼稚園      ・吹田市社協      ・吹田警察署      ・府社協      ・江坂大池連合自治会      ・

関連高等学校

・豊中市役所(子ども総合相談室)・関連民生委員協議会 等

《 保護者対応の困難性 》

- ☆ 養育不安・自信のなさ
- ☆ 親子の境界が曖昧
- ☆ 過保護・過干渉・過期待

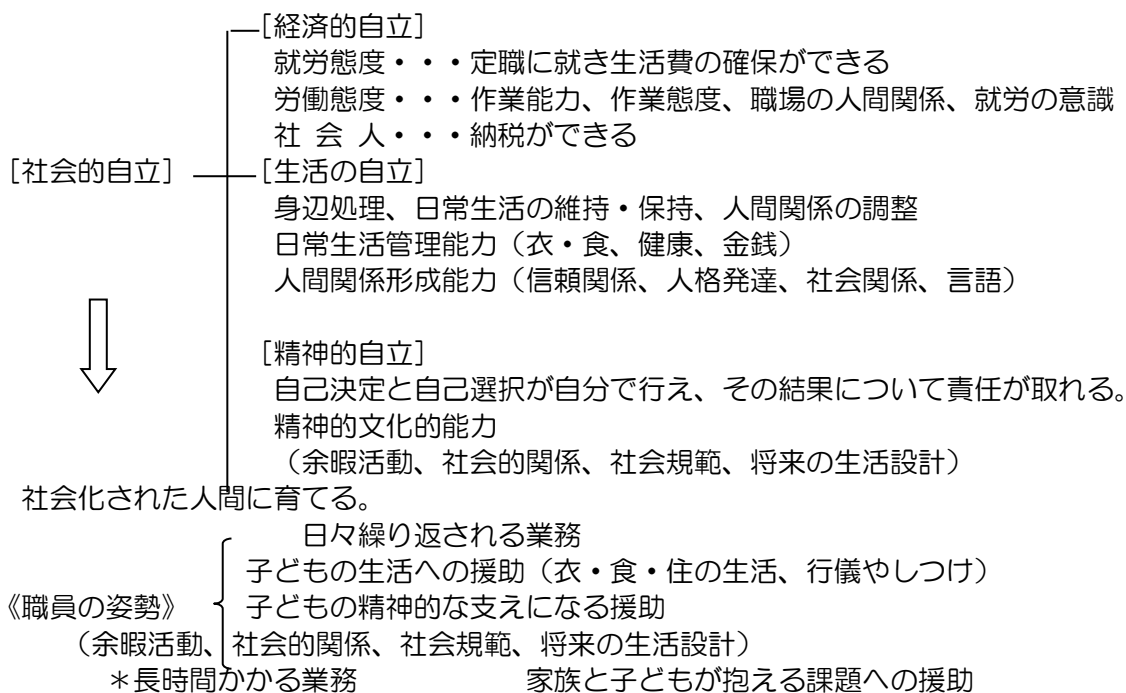
《地域社会での現状 》

- ★ 近所からの孤立
- ★ 家庭機能の低下

## 12 自立支援とは

① 「児童養護施設等における生活指導等について（最低基準第44条第1項）」に示されているとおり、児童養護施設的生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

【自立支援】 ⇒ 「自らの力で社会を豊かに生きていける人を育てること」



### 13 具体的実践

① 子どもの年齢と発達段階に応じ、生活の各場面で自主性と自ら判断し決定する力を養う。

② 「自立支援チェックシート」(別紙第2)を活用して実施していく。

【調理・洗濯・掃除等の家事の理解】

《食環境》

- \* 食べ物の適温食を知り、配膳の工夫や電子レンジの有効活用を理解する。
- \* 発達年齢に応じた食事マナーが習得できるように指導する。
- \* 行事食の配慮をして、伝承文化を伝える。
- \* 食事を作る、食する楽しさが体験できる機会を設ける。

#### ★ サービスの用意と提供

- \* 嗜好調査、残食調査、検食を実施し、結果を献立に反映させる。
- \* 調理室、食堂は常に清潔に保つ。
- \* 十分なカロリーと栄養のバランスの良い献立を作成し、子どもの意見も取り入れる。
- \* 子どもの体調や疾病、アレルギーに配慮した食事を用意する。
- \* 食事時間の不規則な子ども(高校生・部活参加者)が不自由しない食事の配慮をする。(電子レンジ、冷蔵庫等の活用)
- \* 年齢により適量が食べられるように、個別の配慮やお代わりの準備をする。

《衣環境》

- ・ 発達段階に応じて、衣類の着脱、整理整頓が出来るように指導する。
- ・ 中高生に対し、洗濯、アイロンかけ、補修等及び自己管理ができるように指導する。(自立支援プログラム)
- ・ 中高生に対し、年間を通して計画を立てて、買い物ができるように指導する。
- ・ 低学年児は衣類に個人の名前を記入して、「自分の服」という所有感や大切にしている心情を育てる。

### ③ 家族との関係づくり

子どもと家族の歴史を尊重することから家族との関係づくりを行う。

ア 家庭環境の調整(最低基準第4条第2項)による早期家庭復帰の促進。

\* 親がパートナーとの考えで子育てをする。

- ・ 面会、外出、帰宅の促進(保護者住所録、面会・外出・帰宅届簿)
- ・ 施設、学校の行事や情報を随時早く知らせる。
- ・ 家族や親戚等と連絡したくない、家族との交流を希望しない場合等子どもの気持ちを尊重する。

イ 関係機関(子ども家庭センター、児童相談所等)と連携した子育てをする。

- ・ 家族の流動性に留意し、情報の交換や収集を行う。
- ・ 関係機関と自立支援計画の方針の確認を怠らないようにする。

ウ 家庭支援専門相談員

施設入所児童の早期家庭復帰等を図るため、施設入所前から退所まで、更には退所後のアフターケアに至る総合的な家族調整を担う。

業務内容は次のとおり。

- ・ 保護者等への早期家庭復帰のための業務
- ・ 退所後の児童に対する継続した生活相談など
- ・ 里親委託促進のための業務
- ・ 養育里親における養子縁組推進のための業務
- ・ 地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談・支援等
- ・ 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
- ・ 施設職員への助言・指導及び処遇会議への出席
- ・ 児童相談所等関係機関との連絡・調整

#### 14 幼、小、中、高各学校との連携

- (1) 江坂大池小学校とは、各学期の連絡会、家庭訪問、参観、児童養護施設説明会、各委員会を通じて連携していく。
- (2) 豊津西中学校とは、各学期の連絡会、家庭訪問、参観、進学懇談を通じて連携していく。
- (3) 各高校とは、個人連絡通信、参観及び三者懇談等を通じて連携していく。

#### 15 子ども家庭センター、児童相談所及び保護者との連携

- (1) 大阪府中央、吹田、池田、富田林子ども家庭センター及び大阪市、堺市子ども相談センターとは、定期訪問調査、就学前児童等判定、自立支援計画票等を通じて連絡を密にして児童の自立又は家庭復帰に向けて、指導を受け入れる。
- (2) 吹田市及び豊中市とは、在宅児童の福祉のため、連携して短期保護事業を推進していく。
- (3) 保護者とは、面会、外出、外泊を定期化し、常に保護者の状況を把握し、家庭復帰に向けて援助していくとともに、児童の健全育成のため連絡を密にしていく。特に虐待家庭の場合は、子ども家庭センターと十分に連携をとって保護者のセラピーも含めて慎重に対応していく。

#### 16 ボランティア及び地域団体との公益的な取り組みや連携について

社会福祉法人の責務を果たすべく公益的な取り組みやボランティア、地域との連携を推進する。

- (1) 「水曜会」、「エスペランサ」等既存のグループとは勿論、個人の学習ボランティア、行事ボランティア等とも連携し、児童が施設生活をエンジョイし、成長していけるよう援助していく。
- (2) 江坂大池地区の各種団体等とは、盆踊り、地区文化祭、体育祭等各種行事を通じて、地域との交流及び連携強化に努める。
- (3) 吹田市児童虐待ネットワーク会議への参加や豊津江坂地域福祉ネットワーク会議への参加。クリーン江坂として児童と職員が地域のゴミ拾いに参加する等地域支援や地域との交流を図る。
- (4) 地域での生活困窮者支援（法人）やアフターケアとしての取り組みとした生活困窮者への物資等への支援を行う。
- (5) 地域の幼稚園へ「児童養護施設の生活について」管理職よりPTA集会の場で参加家族へ説明をする。（年1回）

#### 17 各種行事を通じて、児童の健全育成に努める。

年間行事予定は別紙のとおり。

#### 18 非常災害・安全対策について

- (1) 法人全体での合同避難訓練の実施。また、学園独自の避難訓練として時間帯を昼夜に分ける等、実際の災害を想定した取り組みを行う。
- (2) 遊具の修理やエレベーター点検を定期的に行う。
- (3) 安全対策としてケガを事前に防ぐ為に生活環境で危険な個所を定期的に点検、修理する。
- (4) 危機管理マニュアルに災害を想定した危機管理体制・役割り担当表を記載し毎年内容を見直し協議する。

#### 19 小遣い等について

毎月の小遣いは、幼児500円、小学生低学年700円、小学生高学年1,000円、中学1年生4,000円、中学2年生4,500円、中学3年生5,000円、高校生以上6,500円を支給する。

\*高校生以上で自立に向けたトレーニングを必要とする児童に対して毎月の小遣いを上限として月1回精算をすることで金銭感覚を養い自己管理することを身に付けさせるものとする。

- ・ 毎月の小遣い入金時に全児童へ預金及び小遣いの残高を個別に知らせて、児童の金銭感覚を身に付けさせるものとする。
- ・ 小遣い帳の記帳をとおり計画的に、適正使用ができるように指導する。
- ・ 郵便局に各児童の貯金の口座を開き、中3以上は金融機関の利用の訓練をする。また、預金額を知らせ金銭感覚を養う。
- ・ 高校生にはアルバイトを奨励し、労働体験やお金の価値を学ばせる。
- ・ アルバイト収入、保護者からの預かり金（小遣い等）がある場合は、小遣い帳記入の上、職員が預かる。高額の場合は、貯金する。
- ・ 貯金通帳の管理を行う。（通帳、印鑑は別々に保管、管理する。）

## 20 衣類購入について（自立支援プログラム）

目的：夏期と歳末には、各人毎に被服費を支給し、各担当職員が児童に同伴し、できるだけ児童の選択する衣服を購入する。個別化をはかる。季節感を身につける。経済観念を身につける。社会性を養う。生活技術の習得。

予算：夏季・衣類費＋下着費

幼児 ￥4,000＋￥2,000

小学生 ￥7,000＋￥3,000(但し、小6女子は、＋下着代￥1,000)

中高男子 ￥9,000＋￥3,000

中高女子 ￥9,000＋￥4,000

冬季・衣類費＋下着費

幼児 ￥6,000＋￥2,000

小学生 ￥11,000＋￥3,000

中高男子 ￥15,000＋￥3,000

中高女子 ￥15,000＋￥4,000

靴購入・・・年2回（2足）までとする。1足4,500円まで

- (1) 自治会の場を利用して、衣類の購入時期、予算を伝える。
- (2) 児童に購入の目的、方法について説明を行う。
- (3) 購入前に不足している物を予めパート職員、担当職員が確認してから購入すること。
- (4) 衣類は、身体・季節に合った物が身につけられるように配慮する。
- (5) 各自の衣類の収納場所を確保する。
- (6) 低年齢児は職員と一緒に買い物に行く機会がなければ、職員が購入に行く前後に衣類に関して話しをしたり、衣類合わせをしたりする時間を個別に持つこと。購入時には、必ずレシートを受け取る。
- (7) 衣類費の精算は個別グループごとの担当職員が、子どもの購入した衣類、レシート、おつりを確認した上で、まとめて精算する。

## 21 お年玉について 予算

幼児1,000円、小学生2,000円、中学生3,000円、高校生4,000円を支給する。

## 22 年賀状の支給について

毎年12月初旬に、中高生 4枚、小学生 3枚、幼児 2枚を標準として支給する。

## 23 オープンキャンパス、説明会の交通費について

中学生及び高校生のオープンキャンパス、説明会の交通費については

(1) 中学生 1回分の交通費学園支給 往復2000円まで

(2) 高校生 1回分の交通費学園支給 往復2000円まで

尚、学園での昼食時間に帰園できない場合、昼食代として500円支給することとする

(複数回参加する場合は担当職員より児童の様子や必要性を管理者へ伝え園長が判断する)

## 2.4 模試受験について

- (1) 中学生 模試代 学園負担あり交通費(学園から一番近い会場のみ交通費支給)
- (2) 高校生 模試代 交通費 学園負担なし(複数回参加する場合は担当職員より児童の様子や模擬試験の必要性を管理者へ伝え園長が判断する)

## 2.5 行事について

- (1) 学習支援ボランティア及び学生アルバイト等を活用し児童の勉学意欲及び学力の向上を図る。
- (2) 定例行事(キャンプ等)に関しては、自治会での意見を反映した行事計画を企画し実施する。
- (3) 個々の子どもの特性を把握し、趣味や興味に見合った行事を心掛ける。
- (4) プログラムに追われるのではなく、無理なくゆとりのあるプログラムにする。
- (5) 日常生活の中で行事や活動の動機づけを行う。
- (6) プログラムへの参加は、一人ひとりの選択を尊重する。

【可能な限り子どもの意見の尊重・反映及び多様な選択肢の提供・自己決定】

## 2.6 お年寄りとの交流

主に小学低学年及び幼児を対象として、年間行事の際の交流及び月2回のデイサービス訪問を行う。また桜見祭・松柏祭・学園クリスマス会には極力参加していただく。  
なお幼児は毎週日曜日には2~4階のお年寄りへの新聞配達を行う。(感染症児童が出た場合は中止とする。)

## 2.7 住環境について

- (1) 居住空間の美化を教え、整理整頓や掃除を習慣づける。
- (2) 居室変えの時には、子どもの意見も取り入れる。
- (3) 居室の模様替えは、子どもに任せ(低年齢児は担当職員が主となり)快適な居住空間づくりを心掛けさせる。

- \* 施設内の危険な場所や危険器具等の管理、点検を行う。
- \* 私物や貴重品が収納できる家具類(机、タンス等)を設置する。
- \* 掃除道具の点検、不足分の購入を定期的実施する。
- \* 自転車の点検、整備、管理をする。
- \* 家具類や備品の破損は迅速に修繕する。
- \* 本棚は種類別に整理整頓し、子どもたちが自由に閲覧できるようにする。

## 2.8 夜間体制・衛生管理について

- (1) 夜間の管理宿直者については、エバーグリーン職員を毎日1名勤務させている。また、学園内においては直接処遇職員の内、本体に学園夜勤者及び同補佐各1名と分園型小規模グループケアに1名を配置し、非常時に即応できる態勢としている。

### (2) 衛生管理について

- ① 外出より帰園時は1階玄関で手指消毒を行う。
- ② 外出より帰園時のうがい、手洗いの徹底に心がけていく。
- ③ 児童及び職員(夜勤、同補佐夜勤者)の春と秋の健康診断を実施していく。
- ④ 医療機関と連携し、年1回のインフルエンザ予防接種を実施する。
- ⑤ 児童が今までに受けた予防接種の確認と今後予定している予防接種を表にすることで、打ち忘れを防止し感染症予防対策をする。
- ⑥ 自身の睡眠時間、食事量、排泄状況等を自覚させ、自己の健康管理ができるように指導する。
- ⑦ 耳掃除や爪きり、洗顔、歯磨き、整髪、髭剃り等ができ、身体の清潔が保てるように指

導する。

- ⑧ 毎日入浴又はシャワーができ清潔感を育てる。また、何かで汚れた場合はシャワーで清潔にすることを習慣づける。
- ⑨ 病院受診後の投薬管理を徹底する。(職員2名以上による管理・確認を行う。)
- ⑩ 子どもの持病には、特別の注意をする。(熱性けいれん・脳波異常等)
- ⑪ 伝染性疾患の予防と集団感染の防止に努める。
- ⑫ ボランティアの協力を求め、定期的に散髪を行う。
- ⑬ 居室等生活空間の保温・採光・換気等の管理を行う。
- ⑭ 居室及び食堂、風呂場、トイレ等の清潔や消毒、ゴミ処理を適切に行う。
- ⑮ 令和3年度より6階旧食堂を個室化したことで感染症対策の個室とする。

### (3) 文化環境について

- ① 学習支援委員会活動として児童の学習サポートを行う。
- ② 学習の計画が立てられ、学習の習慣が身につくように指導する。
- ③ 宿題ができ、忘れ物がないように習慣づける。
- ④ 個別に学用品を準備し、「自分のもの」という所有感を育て、物を大切にすることを習慣や自他の物の区別がつくように指導する。
- ⑤ 学習塾の活用については中学生の能力・意思及び意欲に応じて検討・実施する。

### 29 自治活動等について

- ・自治会(自立支援プログラム) 対象; 中学生以上、適宜状況により実施  
小学生、適宜状況により実施

- ① 日課やルール、行事、生活当番の決定、グループ活動等について自由に話し合える場とする。
- ② 子どもたちが主体となって話し合いが進むように支援する。
- ③ みんなの前で自分の意見が言えるように支援する。
- ④ 職員会議で話し合った結果を発表する。
- ⑤ 希望に答えられなかった場合は、その理由を説明し理解を求める。

### 30 誕生会(自立支援プログラム)について

目的: 一人ひとりが自分の存在を認識し、生まれてきたことを大切にする。

対象: 子ども全員

実施方法: 毎月第1金曜日の夕食を誕生会メニューとする。

(誕生月の子どもの意見を取り入れメニューを決める。)

- ・ お誕生日の当日、夕食前に誕生日者を発表。対象児童にはショートケーキ1個を用意し、みんなでお祝いをして自分の存在感を実感させる。また、誕生日カード(お祝いの言葉を書く)を渡す。
- ・ 成長の記録として写真を撮影して記録として残す。
- ・ 該当児童の希望に応じて、お誕生日またはその前後の日に職員と1対1での外出を計画・実施する。(2021年度検討中)

### 31 性教育の実践

2021年度より各パートにおいて内容を見直し性別、年齢に応じた性教育を実施する。

### 32 松柏学園の本体施設・分園型小規模グループケアの取り組みについて

本体施設名称: 児童養護施設 松柏学園

住所: 大阪府吹田市江坂町4丁目20番1号

本体定員: 29名 対象児童: 幼児男女・小学生男女 中高生男子

- ① 令和2年度より入所定員を定員43名(暫定38名)から定員35名へ減員。その目的は各居室の入居数を居室スペースに合わせて減少することでプライバシーに配慮した空間を確保するためである。また、その時々に合わせて児童の課題や入所児童情報シート(アセス

- メントシート)に基づいて個別での時間を利用した振り返り等をしっかり行うこととする。
- ② 令和2年度までは全職員がすべてを把握(各パート・児童全体)することになっていたが令和3年度からは各パートにおいて育成指針、入所児童情報シート(アセスメントシート)に基づいて自パート内を最優先に立て直し自パート児童をしっかりと把握することとする。各パートで決まったこと等は他職員、他パートへ報告し連携して取り組むこととする。
- ③ 本体施設の児童を少人数化と個室化(分園型小規模グループケアの新設)することで短期入所事業の充実を目指したい。
- ④ 令和3年度より6階旧食堂を個室化することで感染症対策の個室とすること、また、それ以外の用途としては面会、面談室として使用する。

#### 分煙型小規模Gケア

名称：社会福祉法人 松柏学園「七彩～NaNairo～」

住所：大阪府吹田市江坂町4丁目32番1号榎坂病院家族寮104

小規模定員：6名 対象児童：中高生女子

⑤ 平成30年度より中高生を中心とする「社会化」を目的とした分煙型小規模Gケアを開設したが、多様な背景を有し様々な問題行動を持つ子どもたちの対応をはかっていくことに困難が生じている。現段階では本体施設があるため、子どもの状態を見極めることで落ち着いた子どものみを小規模施設へと生活の場所を決めることが出来ている。しかし、全体がユニット化もしくは小規模化することで多様化する子どもの生活場面の切り替えができないため「一律に小規模化・地域分散化」、という方向だけでは課題も大きく、限界があると言わざるを得ない。そのような状況の中、2021年度は新たに2名の中高生が入所となり個々の課題解決に向けて、また社会化へと繋がるように取り組んでいくこととする。

#### 3.3 法人の新事業について

① 2019年4月より、医療法人松柏会榎坂病院と企業連携し企業主導型保育事業を新事業として展開する。各職員は新たな新事業をバックアップすべく法人の取り組みや理念を再度理解し各事業所が発展できるよう活発な意見交換を行う。

#### 3.4 人材育成(年間研修計画)

大阪府児童施設部会では喫緊の課題として挙げた、人材育成、人材確保に向けて調査を行っており、調査結果として人材育成には「支援方針」を明確化することが重要と示された。

「支援方針」を明確化することで養育の一貫性、連続性、継続性に繋がるとしている。

法人、施設の理念が共有化され、職員が同じ価値観のもとで働くことで子どもの権利を守り、最善の利益を保障していくことになる。それを担う人材の確保・育成・定着は、非常に重要な課題であるため、各職員の経験年数や能力を基に育成プランを組むことで高度な専門性が備わり職員の成功体験へとモチベーションの維持、向上へと繋がる。

2021年度より心理士によるケース会議を取り入れることとする。(各パート順に毎週木曜日)に実施。見立ての共有、一貫した対応につながる機会とする。

新任・中堅職員には、働く中でスキルアップしているという実感を持つことでキャリアアップし、仕事に対するやりがいや倫理観を高めていけるよう研修や人事考課(評価)を引き続き実施していく。

園内研修のみならず担当の児相と共同で自施設の課題や職員の専門性が向上できる研修を取り入れる。例)人権研修・暴力への対応及び施設としての取り組み等)

また、他施設との合同研修を取り入れることで自施設の特徴や他施設の取り組みを参考にしていきたい。例)ビジネスマナー・アフターケアの取り組み・性教育・被措置虐待の取り組み)

新任研修として 北摂新任研修・人権研修・アタッチメント研修・性教育研修等への参加を予定。

子どもが自らの居場所を持つことや自分に向き合ってくれる大人がしっかり存在することが、子どものケア体制として不可欠であり、このことを踏まえながら、内外の小規模化・ユニット化を進めていくために、職員のさらなる専門性の向上を目指す。

### 35 事業内容の充実に向けた取り組み

- ① 近年子どもたちの抱える課題の複雑化や多様化に対して児童養護施設の現状を示すべく法人のみならず児童施設部会を巻き込んで児童の入所中の細かなデータやアフターケアに関わる情報の収集にあたる。
- ② 心理療法を必要とする児童の増加に鑑み、心理療法を充実させ、児童の安心感・安全化の再形成及び人間関係の修正等を図り、もって児童の自立を支援する。
- ③ 29年度よりシステムを取り入れたことにより事務作業の効率化が明確になったため、児童との関係づくりに時間を有効に使うように工夫をする。
- ④ 令和3年(2021年度)は第三者評価受診と年であり児童福祉施設援助指針を活用して自己評価を実施することで業務の見直しや自己の振り返りを行う。

### 36 基本姿勢

(1) 人権の尊重 (2) 福祉サービスの質の向上 (3) 社会的ルールの遵守(コンプライアンス)の徹底 (4) 説明責任(アカウンタビリティ)の徹底 (5) 人材育成、適切な人事・労務管理の実践 (6) 財政基盤の安定化 (7) 適正な事業活動の維持と確保、不正行為の防止、健全な組織運営

#### ① 子どもの権利擁護

社会的養護における児童養護施設や乳児院において、子ども自身やその保護者に施設を選択させることは困難であり不相当であることも少なくない中、措置制度が維持されている。そしてその措置制度においては、その意味、意義からも、子どもの「権利擁護」が最大限重視されなければならない。

施設における支援においては、子どもが心身ともに健康に発達し、自己実現を果たしていけるようになるために、「特定の大人との間に愛着関係の形成ができる環境の保障」が必要である。そして、すべての子どもはこのことについて要求する権利を持つ。しかし子どもら自身がそれを訴える能力やすべを持たない。それゆえ、こうした環境の保障について職員は最大限の努力を払う必要がある。

松柏学園では子どもの権利を保障するために毎月2回 第三者委員(保護司)による児童との面会場面を設定している。希望する子ども達はその場で話をし意見や苦情を挙げることでできる。

第三者委員より子ども達との交流場面での様子や話した内容を担当者が聴き取り、園長へ報告をする。職員間で内容を共有し自治会や個別での話し合いの中で適宜返答している。

また、新任職員と経験のある職員を組み合わせた「人権擁護委員会」を設けることで日常的な職員の対応や児童への支援が施設内虐待に該当していないかを委員会で話し合うことで子どもの権利が守られるため体制を整えたい。

しかし子どもら自身がそれを訴える能力や何を言っても変わらないと諦めているため職員は最大限の努力を払い解決に向けての対策が必要である。

#### ② 「意見箱の設置」

意見箱を設置しており、子どもが職員やその他苦情の対象者等に、不適切に制限を受けることなく苦情を挙げるができる。また、当該の子どもに直接支援を行わない園長・総主任が苦情受付者となるように配置しており、子どもの安心・安全を確保する中、解決を図ることができる仕組みを整えている。

### 37 職員連携

- ① 職員態勢の充実、効率化、連携密度の強化に努める。
- ② 分園型小規模グループケアを開始したことにより、相互連携の強化が図られるにとどまらず「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」とした社会的養護の理念の反映に繋がることが期待される。



### 38 法人施設内連携

- ① より良い福祉サービスが提供できるよう各部調整会議を更に充実させて事業所間の連携を深める。
- ② 情報の共有だけでなく、共通目的の事業や行事などは、法人が調整機能を果たして取り組む。
- ③ 法人研修を実施して職員の資質全体を高める。
- ④ 各部署が閉鎖的にならず、中堅、役付職員が互いに切磋琢磨して児童やゲストの為に望ましい施設運営を目指します。

### 39 中長期計画

- ① 15ヵ年計画の第1期(2015年～2019年)が終了時期を迎え、社会的養護における児童数割合の数値目標「里親 1/3、ファミリーホーム 1/3、施設 1/3」ではなくなり、原則的には里親への委託を行っていきとなり、そして施設は里親委託が妥当ではない子どもが一時的に入所する場であるとの位置づけとなった。また「1ホーム8名以下とし、定員を45名以下とする」という到達目標もなくなり、本園施設においては「ケアニーズの高い(情緒・行動面での問題が深刻な)」子どもについて「4つの4名ユニットとし、全体で16名定員とする」よう示された。そのような本園における高度に専門的な治療的ケアと併せて、施設で行う「できる限り良好な家庭的養育」の基本形については地域小規模児童養護施設や分園型グループケアとされ、より地域分散化していくよう示された。  
この度大阪府より、この国の示す方針に沿い、2015年3月に策定した家庭的養護推進計画についての見直しを、2018(平成30)年7月6日付け子発0706第3号(国通知「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」)を参考に新たな計画を策定した。(令和2年3月作成)
- ②里親、ファミリーホームへの支援と推進、専門里親やファミリーホームの実現を計る一方、個人で立ち上げているファミリーホーム組織との交流を図り、児童養護施設のこれまで蓄積してきた技術や経験を提供する形で啓発活動を図る。

